

#### (4) 実証事業費積算基準

第1 実施計画書、委託先項目別明細書及び支出した委託費を整理するにあたっては、次の通りとする。

| 項 目       |                    | 内 容  | (摘 要)  |
|-----------|--------------------|--|--|
| 大 項 目     | 中 項 目              |  |  |
| I. 機械装置等費 | 1. 土木・建築<br>工事費    | プラント等の建設に必要な土木<br>工事及び運転管理棟等の建築工<br>事並びにこれらに付帯する電気工<br>事等を行うのに要した労務費、材<br>料費、旅費、交通費、消耗品費、<br>光熱水料、仮設備費及びその他の<br>経費   |  |
|           | 2. 機械装置等<br>製作・購入費 | <p>委託業務の実施に必要な機械<br/>装置、その他備品の製作、購入又<br/>は借用に要した場合におけるその<br/>製造原価又は購入若しくは借用に<br/>要した経費。ただし、乙の製造によ<br/>る商品を充てた場合にあつては、<br/>その社内振替価格とすることを妨<br/>げない。</p> <p>なお、試作品に係るものにあつ<br/>ては、分別計上することとする。</p> | <p>当該項目に計上するものは、購入・製作にあつ<br/>ては、その取得価額が10万円以上かつ使用可<br/>能期間が1年以上のものとする。</p> <p>機械装置等を製作する場合は、研究部門の<br/>仕様に基づいて生産部門で製作設計及び製作<br/>加工することをいい、その経費には次のような経<br/>費を含む。(Ⅱに含まれるものを除く。)</p> <p>① 製作設計費 — 機械装置等の細部製作設<br/>計に要した労務費(外注設計の場合にあつて<br/>はその経費)</p> <p>労務費は、製作設計に直接従事する者の労<br/>務費単価(労務費単価は当該製作設計に要し<br/>た直接労務費及び間接経費により算出した乙<br/>の実績単価)に直接作業時間数を乗じることに<br/>より算出</p> <p>② 製作加工費 — 機械装置等の製作に要し<br/>た直接材料費、加工費及び直接経費</p> <p>(イ) 直接材料費 — 機械装置等の製作のた<br/>めの直接材料、副材料費及び部品を製作又<br/>は購入した場合におけるその製造原価又は<br/>購入に要した経費</p> <p>(ロ) 加工費 — 機械装置等の製作に要した<br/>労務費</p> <p>労務費は、加工に直接従事した者の労務費<br/>単価(労務費単価は当該加工に要した直接<br/>労務費及び間接経費により算出した乙の実<br/>績単価)に直接作業時間数を乗じることに<br/>より算出</p> <p>(ハ) 直接経費 — 専用治工具費、外注加工<br/>費及びその他の直接経費であつて、すでに<br/>(ロ) 加工費中の製造間接費に算入されてい<br/>ないものとする。</p> |

| 項 目   |                 | 内 容   | (摘 要)   |
|-------|-----------------|---|---|
| 大 項 目 | 中 項 目           |   |   |
|       | 3. 保守・改造<br>修理費 | <p>①プラント及び機械装置等の保守(機能の維持管理等)を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費(ただし、Ⅱ及びⅢの1.、2. 及び6. の光熱水料に含まれるものを除く。)外注を必要とした場合は、それに要した経費</p> <p>②プラント及び機械装置等の改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合=資本的支出)、修理(主として原状に回復する場合)を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費(ただし、Ⅱ及びⅢの1.、2. 及び6. の光熱水料に含まれるものを除く。)外注を必要とした場合は、それに要した経費</p> | <p>i) 専用治工具費 — 機械装置等の製作に専用するための治工具を製作, 購入又は借用を必要とした場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費</p> <p>ii) 外注加工費 — 機械加工、部品組立、配線、メッキ、酸洗い、保温、又は耐酸、耐熱、耐水ライニング若しくは塗装等の外注に要した経費</p> <p>iii) その他の直接経費 — i)からii)までに掲げる経費以外の経費</p> <p>③ 添付品費 — 機械装置等に組み込まれる各種機器類等であって、上記直接材料費中の部品費として計上することが適当でないものを製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費</p> <p>④ 運搬費 — 機械装置等の梱包及び運送を外注することが必要な場合、これに要した経費</p> <p>⑤ 据付費 — 機械装置等の現地据付を外注することが必要な場合、これに要した経費</p> <p>保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいう。</p> <p>改造費とは、次のような経費をいう。</p> <p>① 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合の通常取替(原状回復)の費用を超えた経費</p> <p>② 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円以上又はその装置等の前期末における取得価格の10%を超えたとき、その経費</p> <p>修理費とは、次のような経費をいう。</p> <p>① 装置等の原状回復に要した経費(移設費、解体費を含む)</p> |

| 項 目     |         | 内 容  | (摘 要)  |
|---------|---------|--|--|
| 大 項 目   | 中 項 目   |  |  |
| II. 労務費 | 1. 研究員費 | <p>委託業務に直接従事した研究者設計者及び工具等(以下「研究員」という。)の労務費は、原則として甲が定める健保等級に基づく労務費単価表(時間単価用)の単価に基づき算定する。</p> <p>ただし、以下に掲げる場合はこの限りではない。</p> <p>① 1日単位において当該委託業務のみに従事する研究員の場合は労務費単価表(日専従者用)の日額で算出すること。</p> <p>② 当該委託業務のみに従事し、他の業務には一切従事させない旨、乙から証明がなされた研究員(以下「期間専従研究員」という。)の場合は、労務費単価表(期間・率専従者用)の月額で算出すること。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)を含めることとする(出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む)。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、労務費単価表の適用及び①②の方法による算出が困難であると甲があらかじめ了解した場合に</p> | <p>② 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合であるが、その経費が10万円未満の場合の経費</p> <p>③ 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円未満のとき又はその装置等の前期末における取得価格の10%以下であるとき、その経費</p> |

| 項 目      |         | 内 容  | (摘 要)   |
|----------|---------|--|---|
| 大 項 目    | 中 項 目   |  |   |
|          |         | は、乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算出することもできる。この場合において、Iに含まれるものを除く。   |   |
| Ⅲ. その他経費 | 2. 補助員費 | 委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、Iに含まれるものを除く。)   | 機械装置、その他備品等でその取得価格が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。 |
|          | 1. 消耗品費 | 委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費   |   |
|          | 2. 旅費   | ①委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費及び学会参加費であって、乙の旅費規程等により算定された経費<br>②研究者以外の者に、委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費及び学会参加費  |   |
|          | 3. 外注費  | 委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費   |   |
|          | 4. 諸経費  | 以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費   |   |
|          |         | 例示すれば、以下のとおりである。<br>1) 光熱水料 — 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費<br>2) 会議費 — 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く。<br>海外出張等における通訳雇用に要した経費<br>7) 運送費 — 委託業務の実施に直接必要な送付(運搬を含む)に要した経費<br>8) 委員会費 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅 |   |

| 項 目                     |       | 内 容  | (摘 要) |       |     |     |                         |     |  |
|-------------------------|-------|--|-------|-------|-----|-----|-------------------------|-----|--|
| 大 項 目                   | 中 項 目 |  |       |       |     |     |                         |     |  |
| IV. 間接経費                |       | <p>上記経費を除く研究現場での事務・人件費、設備損料、工場管理費、本社経費等の間接経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者種別</th> <th>間接経费率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>中小企業等<br/>公益法人等<br/>国立機関等</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業者種別における各法人の定義<br/>         中小企業等とは、中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)に該当する法人(判定に当たっては、契約を締結する事業年度の4月1日時点における直近のデータから判断する)をいう。<br/>         大企業とは、上記で定義する以外の法人をいう。<br/>         公益法人等とは、民法第34条の規定に基づいて設立される社団法人及び財団法人に加え、学校法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人及び技術研究組合をいう。<br/>         国立機関等とは、国公立研究機関、独立行政法人、国公立大学法人及び公立大学をいう。</p> | 事業者種別 | 間接経费率 | 大企業 | 10% | 中小企業等<br>公益法人等<br>国立機関等 | 15% | <p>費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費</p> <p>9) 報告書等作成費 — 成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費</p> <p>1 間接経費の算定は、経費総額(I～III)に左表の間接経费率を乗じて行うことを原則とする。</p> <p>2 間接経费率は、原則15%とするが、本間接経费率によりがたい場合又は別途委託先が定めている率がある場合で、15%を下回るときはその率とする。(なお、国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校(以下「大学等」という。))については、研究機関として委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経费率に10%加算することができる。)</p> <p>ただし、総合科学技術会議に登録されている競争的研究資金制度の事業については、別に定めるところにより、30%を上限とすることができる。</p> |
|                         | 事業者種別 | 間接経费率  |       |       |     |     |                         |     |  |
| 大企業                     | 10%   |  |       |       |     |     |                         |     |  |
| 中小企業等<br>公益法人等<br>国立機関等 | 15%   |  |       |       |     |     |                         |     |  |
| V. 再委託費・共同実施費           |       | <p>再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施に要した経費とし、当該経費の算定に当たっては、上記IからIVに定める項目に準じて行う。</p>   |       |       |     |     |                         |     |  |

第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- 1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのもの。
- 2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。